

会議報告書

主管課 上下水道局 管理課

会議名	令和7年度長門市上下水道事業審議会 (第1回 適正な水道料金のあり方について)
開催日時	令和7年10月22日(水) 14時00分~16時10分
場所	長門市役所4階会議室
出席者数	[上下水道事業審議会委員] 西島武委員、小野妙子委員、川野美智明委員、末永裕治委員、田邊博之委員、 中嶋昌雄委員、山近弘恵委員、横山具寛委員 (委員10名中8名出席) [事務局] 小林努上下水道局長、町野亘宏施設整備課長、吉岡雄二管理課長、 宗重秀明施設整備課長補佐、阿川展久施設整備課長補佐、 山崎史雄管理課長補佐、都野瀬誠管理課長補佐、福田晶大管理課総務班員 (事務局8名出席)
会議内容	1 会議の成立について 10名中8名出席により成立 2 会議の公開の可否について 事務局より、前回の諮問以降、長門市情報公開事務取扱要領に基づき、会議を 非公開として審議することで決定していることを説明 (事務局からの説明内容について委員了承) 3 長門市における適正な水道料金のあり方について (1) 水道料金改定の方針(案) 事務局) 市長から本審議会へ諮問された「適正な水道料金のあり方」について、諮 問内容を説明。 事務局) 事務局が作成した資料(料金改定の方針、料金改定(案)、財政見通し等) について説明。 委員) 諒問書には「水道施設のダウンサイ징や再編を見据えながら」とある が、管路はダウンサイ징の対象か。 事務局) 管路も含めて考えている。

	<p>委 員) エリアを絞るとか、口径を小さくするといったもあるのか。</p> <p>事務局) 規模を縮小するということ。例えば、配水池などの施設を維持するのか廃止するのかなどを検討し、人口に見合った規模にしていく。</p> <p>委 員) 資料の5ページ、8ページのグラフについて、横軸が水道料金となっているが、1ヶ月あたりの収入でよいか。</p> <p>事務局) 料金調定の件数と水量をグラフにしており、2ヶ月あたりの水道料金となる。</p> <p>委 員) 調整単価をどの程度上げるのかが今回のポイントと考えており、料金収入に占める基本料金、従量料金と調整単価の構成比といった側面で見ることが適正な料金の設定につながると考えているので、各委員の意見を伺いたい。</p> <p>事務局) 改定案については、今後の収支不足が見込まれる部分をまず求め、その収支不足を解消するために基本料金や従量料金をどの程度引き上げるのかを試算し、作成している。</p> <p>委 員) 改定案についてはそれでいいが、経営の安定化や公平性などを考えた時に、検証として、基本料金、調整単価と従量料金の比率を見れば見通しが立つと考えている。調整単価を上げることで、基本料金や従量料金を下げることも検討できるので、いろいろな意見を聞きたい。</p> <p>委 員) 諒問については、「適正な水道料金のあり方」であり、その考え方も含め審議を進める。</p> <p>委 員) 県内で基本水量を取りやめたところはどの程度あるのか。また、長門市の調整単価のようなものはあるか。</p> <p>事務局) 県内で基本水量がないところは長門市を含めて8市ある。調整単価に当たる第一段階の部分で一番安いところは長門市と下関市の10円、一番高いところで柳井市の132円となっている。その次に高いところでは周南市の77円となっている。</p> <p>委 員) 一番高い132円のところで、次の段階はどの程度か。</p> <p>事務局) その次の段階が271円となっている。ただし、柳井市は特殊事情で広島の方から水を買われているため比較は難しい。</p> <p>委 員) 例えば、10m³までとなっている従量料金の幅を20m³まで広げて料金を少し上げるなど出来ないか。</p> <p>事務局) 従量料金の第一段階である10m³については、以前の基本水量である10m³を基本にしており、他市においても少量使用者等への配慮もあり第一段階を設定していると思われる。</p>
--	---

	<p>委 員) 前回の改定は、従量料金を高くすると基本料金よりも高くなるから、少量使用者に対する激変緩和として10円にしたということか。</p> <p>事務局) お見込みのとおり。今回はその第一段階を含めて平均改定率を20%とする案を3つ提示させていただいている。一応、改定の方向で審議を進めてもよいか。</p> <p>委 員) 平均改定率20%というのは、今年の3月に見直しを行った経営戦略でも示されており、この審議会の中でも諮られたところではある。</p> <p>委 員) 最高でどの程度の値上がりになるか。</p> <p>事務局) 今回提示させてもらった3つの案について、資料の15ページ、17ページ、19ページに口径13mmの場合で、使用量に応じて何%上昇するかを表にしている。また、視覚的にも分かるよう10%超を水色、20%超で黄色、30%超で桃色に着色している。</p> <p>委 員) 同じ20%の改定率になるにしても使用量や生活スタイルによってマダラになっている。だから、同じ20%にしても、この表で黄色の範囲が多いところが公平な料金体系という意味か。</p> <p>事務局) お見込みのとおり。水色の着色が多いところは平等に値上げ、桃色での着色が多いところは負担を大きくなるという形で示させてもらっている。</p> <p>事務局) 別途、3つの案について、基本料金、調整単価、従量料金の割合を円グラフでお示しすると、基本料金が改定案①で36%、案②で35.9%、案③で39%とのような形になる。</p> <p>委 員) やはり基本料金の割合を増やした方が安定的な形となり、その分だけ従量料金を減らせるのではないか。現行の料金体系では基本料金の割合はいくらか。</p> <p>事務局) 43%です。</p> <p>委 員) 基本料金で安定した収入を得るために相当値上げしないといけなくなるか。</p> <p>事務局) 基本料金を値上げすれば、経営的に収入は安定してくると思われるが、少量使用者や普段使われない方なども一律に負担が増加することとなる。このため、料金を算定する上では、基本料金をなるべく低く抑えて、使用した分だけ払ってもらうということが基本になる。</p> <p>委 員) 従量料金の割合を多くしなさいということか。</p> <p>事務局) 使った分だけお支払いしていただくということが基本になる。</p>
--	---

	<p>委 員) そうなると、事務局が作成している3つの案のいずれかがよいということか。</p> <p>事務局) 現行の長門市の基本料金より安いところはたくさんあるが、その代わり従量料金がその分高くなっている。</p> <p>委 員) 確認になるが、資料27ページの財政見通しがおり、令和8年度に20%改定、令和12年度に15%改定していくことによいか。</p> <p>事務局) それをこの審議会で検討していただく。</p> <p>委 員) わかりました。それで、料金を上げるのはしょうがないとして、前回20%の改定で決まっていたのか。</p> <p>事務局) 改定率20%というのは、経営戦略の見直し版を策定する中で、審議会の意見として頂いたもの。今回、改定率として現行と10%、15%、20%、30%とした場合の財政見通しの中で、営業収支比率100%を確保するためには最低でも平均改定率20%が必要と考えており、20%とした場合の3つの改定案をお示しさせてもらった。</p> <p>委 員) そうなると、住民が公平に負担をするということを考えれば、この3つの案の中では案①が一番受け入れやすいという気がする。</p> <p>委 員) それでは、議事（2）の「水道料金改定内容の検討」に入ります。</p>
	<p>（2）水道料金改定内容の検討</p> <p>事務局) 事務局が作成した答申書の素案と前回の水道料金改定の答申書を配布。素案の項目ごとに内容を説明し、意見を取り纏める。</p> <p>事務局) 料金改定をしない場合、単年度収支や留保資金が赤字となり、持続的な経営のためには料金改定が必要となる。このため、素案の「1 水道料金のあり方」について、基本的に料金改定をするという方向によいか。</p> <p>委 員) 改定する方向で各委員の意見もあり、審議を進める。</p> <p>委 員) 「適正な水準に改定することは妥当であるが、昨今の情勢からやむを得ない」と判断したなどの表現にできないか。</p> <p>事務局) 次回にまた素案をお示しする。</p> <p>事務局) 次の「2 料金体系等」について、前回の答申では基本水量の廃止や調整単価の導入があったことから順番を先に出している。また、内容としては現行の体系を維持することとしており、この項目について意見を求める。</p>

	<p>委 員) 料金算定期間を令和11年度までの4年間とするとあるが、12年度にまた改定するという含みがあるか。</p> <p>事務局) 料金算定基準というものがあり、算定期間を3年から5年の間で設定し、その間の経費を賄えるよう料金を設定することとされている。このため、令和3年度の審議会でも4年間が適当であるとされたことから、同じ期間としている。</p> <p>委 員) この項目については了解した。</p> <p>事務局) 次の「3 料金改定率」については、答申の一番重要な部分となるため、先に「4 改定の時期」を説明。</p> <p>改定の時期については、今後の答申から市長の最終決定を経て、料金改正の条例を3月定例会に上程し議会承認を以って料金改定となるが、水道使用者への十分な周知期間をとることとして、令和8年10月1日とした。</p> <p>委 員) 最短のスケジュールが10月になるのか。</p> <p>事務局) 十分な周知期間を考えると半年間は周知期間としたい。</p> <p>委 員) この項目については了解した。</p> <p>事務局) 次の「【付帯意見】」については、前回の答申書を参考に作成しているが、令和6年度決算審査において「今後の債務負担の増加に注意が必要」との監査意見をいただいていることから、企業債残高の抑制に努めることとする意見を新たに追加した。</p> <p>委 員) 「補助事業の活用」とあるがどのようなものがあるのか。新たな事業を起こすということか。</p> <p>事務局) 本市では水源開発として、大河内ダムを県と共同で行っているが、事業費の3分の1については国から補助金をもらっており、そういった補助金があるような事業を活用していくということ。</p> <p>委 員) 人口の少ないところで広い地域は、都会の効率のいいところと比べて経費がかかるわけだから、そういう補助がないと地方の行政は立ち行かないでの、活用していかなければいけない。</p> <p>委 員) 以前、テレビ番組で水道事業を扱っていたが、民間事業に水道事業を任せたというので、官民連携で公共性を担保しつつ、民間活力を利用するというものだった。また、近隣の市町村が広域で一緒に事業経営をするというものもあったが、長門市と萩市みたいに離れておらず、本当に近いので状況が違うと感じた。</p> <p>また、市と企業が出資して水道事業の出資会社を作って、その会社から市町村に人材派遣とか技術提携するという紹介もあったが、これは県が先頭に立ってやっており、そういったことは本市でもできるか。</p>
--	--

	<p>事務局) 先の事例は、国が制度として推進しているウォーターPPPという、官民連携の事業方式があるが、民間企業の中で市外の会社が受注してしまうと、市内の水道事業者が今後どう関わっていけるのかということが問題となる。</p> <p>施設の維持管理について、現在は地元企業にやってもらっているが、そこがなくなってしまうと今後のいかわり方も問題となってくる。また、地元企業に主体的にやってもらいたいが、経営が厳しい状況の中では難しい。</p> <p>もう一つの広域連携についても、山口県が主導しているが、地形的に難しいところが多く難しい状況にあり、薬品の一括購入など出来るところから試験的に行っているが、これも思うような成果は上がっていない状況。</p> <p>委 員) 例えば同じ水源から水を供給するのは難しいのか。</p> <p>事務局) それぞれの市町で料金体系が異なっており、経営を一緒にして料金が上がるとなった場合には、料金が安い市町は負担が増えることになる。また、県で経営を統一するとなったとしても、自前でやっていける市町は参加されないと考える。</p> <p>委 員) そうなると、長門市単独、現行でやったほうがいい。</p> <p>委 員) 広島県の自治体が隣接する岡山県自治体に水道水を供給するというニュースが先般あったが、供給するところが隣接していれば可能だが、本市では難しい。</p> <p>事務局) 付帯意見について、今のところ4項目掲載しているが、次回審議会までにご意見をお寄せいただきたい。</p> <p>事務局) 最後に「3料金改定率」となるが、事務局作成資料を参考にどの程度の値上げするのか、値上げ分をどのように負担してもらうかなど審議、ご意見を頂きたい。また、改定率としては、昨今の経済情勢を考慮して20%よりも下げるなどの考えも当然あるため、ご意見を頂きたい。</p> <p>委 員) 仮に15%にしたときに、次回改定率は予定したものより高くなる可能性があるか。むしろその可能性の方が強いのか。</p> <p>事務局) 令和4年の改定のときの目標数値を20%としていたが、結果は10%にとどまった。この関係で、これまで説明のとおり財政見通しでは20%上げないと営業収支比率が100%にいかない状況となっている。</p> <p>委 員) 上がり率、上がり幅が大きくなるから、個人的には20%でいいと考える。やむを得ないでしょう。</p> <p>委 員) 率については今回決めなければいけないということはない。</p> <p>事務局) 今日の資料や説明などから、それぞれ委員の意見があると思いますので、次回まで決めておいて頂ければ。</p>
--	---

	<p>委 員) 改定率よりも調整単価を上げて従量料金の幅を下げるなどを検討できないか。</p> <p>事務局) 最終的には答申を作成していくので、改定率、パーセンテージを次回の審議会では確定していただきたい。事務局案として3つの案を示しているが、例えば調整単価はこの程度がいいなど、その時に意見を頂ければ。</p> <p>委 員) 最終的には20%になると見える。</p> <p>委 員) 激変緩和ということは、暫定的に、将来に向かって同じ金額に上げる途中の段階と思われるが、事務局として、同じにする期間とか目標、何年先、何回目などの考えはあるか。</p> <p>事務局) 今後の人口減少や情勢を踏まえながらになるため、具体的には考えていない。</p> <p>委 員) 資料の5ページで、調整単価、20m³以下の使用件数の割合でいくと40%を超えている。ただし、7ページの料金の調定では20%以下ぐらいで、その辺りを縮める努力はしないといけないと考える。激変緩和も大事ではあるが、使用件数に応じた水道料金というものを考えていかないといけない。</p> <p>そういう捉え方でよいか。</p> <p>事務局) お見込みのとおり。</p> <p>委 員) ただし、激変緩和をなくせば、水を使うほど料金が高くなるということ。</p> <p>事務局) 口径40mm以下の水道使用者はこの激変緩和の恩恵を受けているので、それ以上に使われる方も料金が高くなる。</p> <p>委 員) 将来的にこういう激変緩和をなくして、全体ができるだけ平等にしようという話だったと思うが、私どもは企業として大口の利用になる。</p> <p>前回、大口の方に負担をかけたから、今回は負担を少しでも抑制する案②とか案③もある。できれば、その辺も、基本は平等だと思うが、多少は考慮していただきたいというところはある。</p> <p>委 員) 例えば、従量料金の区分をもう一つ作って、大口の使用者に対して何か検討するなどの案はないのか。</p> <p>事務局) 料金体系で今のところは考えていない。</p> <p>委 員) 大口で使う人も配慮すると料金収入が減ると思うが、それでも3段階とか4段階とか設定している市町は県内にもある。何段階が一番多いか。</p> <p>事務局) 3段階と4段階が多い状況。他市は2段階目までを割と低く抑えている。本市は、2ヶ月10円で20m³までとして、20m³以上使われる方から高くする料金</p>
--	--

	<p>体系になっているが、3段階のところは20m³から40m³という中間のところを安くしている形になっている。</p> <p>委 員) だから、ある意味で市民の負担を軽減している。</p> <p>事務局) そうすると料金収入は減る。</p> <p>委 員) 収入が減るのではパーセントの引き上げになるのか。</p> <p>委 員) 他に質問等がなければ、今回はこれまでとしたい。 次の審議会では、改定率や付帯意見など、各委員の案やご意見をお示ししていただきたい。 それでは、進行を事務局の方にお返します。</p> <p>事務局) 次回の日程ですが、次回、第3回の審議会は、11月19日（水）、時間は14時からを予定しております。 会場は本日と同じこの会議室になりますので、よろしくお願いします。 連絡事項は以上です。 以上をもちまして、第2回の上下水道事業審議会を終了させていただきます。 本日は皆様、長時間、ありがとうございました。</p>
--	---